

その他の家電製品の処理

【想定される家電製品】

- ・ その他の家電製品（PC を含む）としては、以下のようなものが想定される。いわゆる小型家電に分類されるものがほとんどで、有価物として流通するリサイクルルートが存在する。

想定される家電製品		リサイクルルート
PC	デスクトップ PC、ノート PC、液晶ディスプレイ	パソコン 3R 推進協会によるリサイクルシステムあり
携帯電話	充電器を含む	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステムあり
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく
その他（家庭及び事業者等からの排出）	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、DVD、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	国の認定事業者
危険・有害物	家電製品に使われている電池や蛍光灯、燃料タンク、カセットコンロ等	—

【処理フロー】

PC については、「被災したパソコンの処理について」（環境省）も参照しつつ、各自治体等における対応を検討する。

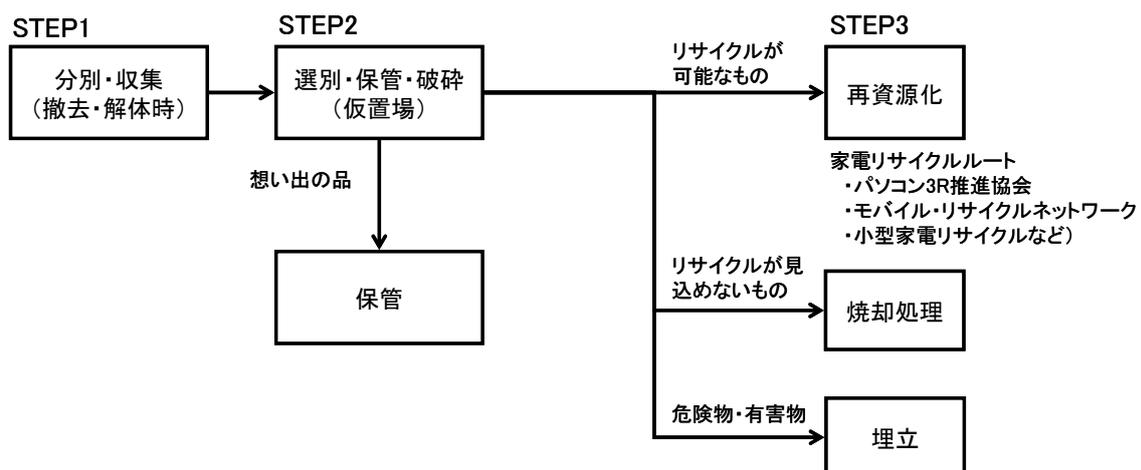


図 その他の家電製品（PC 含む）の処理フロー

STEP1 撤去・解体現場における分別・収集

- ・ 大きさが比較的小さなものが多く、その他の廃棄物と混ざりやすいので、できるだけ早い段階で分別を行う必要があるため、被災建築物等の撤去・解体時に分別を行い、仮置場へ搬出する。
- ・ 「思い出の品」として配慮が必要なものとして、PC、携帯電話、デジカメ・ビデオ、HDD 等がある。
- ・ 発見された「思い出の品」に該当する家電類は、所定保管場所において一定期間保管する。

STEP2 仮置場における選別・保管・破碎

- ・ 撤去・解体現場から仮置場へ搬出された家電製品からリサイクルが可能な製品を選別する。
- ・ リサイクルが見込めない家電製品やニッケル電池、カセットコンロ等の危険・有害廃棄物は、別途区分して保管する。蛍光灯の安定器やコンデンサの中には PCB 含有のものがあり、廃棄物処理法の保管基準に従って保管する必要がある。
- ・ リサイクル不可能な家電製品は破碎し、金属類を回収後、焼却する。

STEP3 再資源化または処理

- ・ PC 及び携帯電話・小型家電等については、可能な限りリサイクルルートを活用する。
- ・ PC の HDD 等に保存されているデータについては、データ破壊の必要があるが、データを破壊することを最優先するのではなく、廃棄物処理ごみの減容化のための処理を優先すべきである。

被災したパソコンの処理について

被災したパソコンの処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災したパソコンについては、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。
2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、パソコンを分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、パソコンメーカーが支援

※支援受付窓口：パソコン3R推進協会 マネージャー 佐田啓太氏 03-5282-7820

第3ステップ：パソコン3R推進協会が引き取り、又は自治体で処理

→リサイクルが見込める場合

パソコン3R推進協会の指定業者が自治体の保管場所に引き取りに行き（台数が少ない場合は、ゆうパック使用の場合あり）、パソコン3R推進協会がリサイクルを実施

※引き取り受付窓口：支援受付窓口の連絡先と同じ

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

- パソコンを災害廃棄物から分別することは、資源有効利用促進法上は、義務ではない。
- 過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。
- PCリサイクルマークのないものについては、市町村がパソコン3R推進協会に引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）は市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。PCリサイクルマークのあるものについては、リサイクル料金を市町村が負担する必要はない。
- パソコン3R推進協会が引き取る場合、市町村でPCリサイクルマークの有無を確認する必要はない。協会がPCリサイクルマークのないものの台数をカウントし、当該台数分のリサイクル料金を事後的に市町村に請求する。

以上

2011年3月18日

各位

一般社団法人太陽光発電協会

震災で破壊された太陽電池パネルの取り扱い上の注意

今回の東北関東大震災の被害にあわれました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

住宅等に設置されていた太陽電池パネルが震災で破壊され、家屋などがれきと共に堆積しているような場合でも、太陽電池パネルに太陽の光が当たっている時は、発電している可能性があります。素手などで触れると感電をする可能性があります。

太陽電池パネルが震災で破壊された家屋に残っている場合、あるいは、破壊されて屋根から外れてがれきとなって堆積している場合は、次の手順で対処してください。

- (1) 素手でさわらないこと。
- (2) 救助及び復旧作業等で壊れた太陽電池パネルに触れる場合は、乾いた軍手やゴム手袋など絶縁性のある手袋をしてください。
- (3) 複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断してください。可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにしてください。
- (4) また、可能であれば、ケーブルの切断面の中の銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻いてください。
- (5) 太陽電池パネルを廃棄場に運ぶ際には、念のため、ガラスを金づちなどで細かく破碎してください。なお、太陽電池パネルの構成部材は、以下の通りです。

半強化ガラス（厚み約 3mm）、セル（シリコンの板、10～15cm 角、厚み 0.2～0.4mm、銀電極、半田、銅箔など）、透明樹脂、白樹脂シート、金属枠（主にアルミ）、配線材、樹脂箱 など。

- (6) 夜間や日没後の日射のない時の作業は、太陽電池パネルが発電していませんが、作業内容は、日射のある時の作業と同じにしてください。

以上